新潟市医療計画

「災害時における医療」



平成28年3月

新 潟 市

目次

第1章	医療計画	1
1	計画の趣旨及び内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	基本的な考え	2
3	市民意見の反映・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	計画の期間	3
5	計画の進行管理	3
第2章	災害時における医療	5
⋘	: 時における医療······	6
火音	· 时にのりる <u></u> 広のりる	U
		. 7
	資料編·······1	
第3章	<u> </u>	. 7 18
第3章 1	資料編·································· 1 検討委員名簿····································	. 7 18
第 3章 1 2	資料編 1 検討委員名簿 1 新潟市地域医療推進会議開催要綱 2	. 7 18 20
第3章 1 2 3	資料編 1 検討委員名簿 1 新潟市地域医療推進会議開催要綱 2 計画策定経過 2	18 20 21
第3章 1 2 3 4	資料編 1 検討委員名簿 1 新潟市地域医療推進会議開催要綱 2 計画策定経過 2 用語説明 2	7 18 20 21 22

第1章 医療計画

- 1 計画の趣旨及び内容
- 2 基本的な考え
- 3 市民意見の反映
- 4 計画の期間
- 5 計画の進行管理

第 1 章

医療計画

1 計画の趣旨及び内容

医療計画とは医療法第30条に規定され、都道府県に策定することが義務づけられています。新潟県においては「新潟県地域保健医療計画」として策定され、その中で新潟市は新潟保健医療圏と定められています。しかし、有する社会資源(医療機関など)の違いや、少子高齢化の進展、ライフスタイルの多様化など、社会構造の変化の進展速度の違いから医療圏の統一的な取り組みは困難となっていることから、本市の現状と課題に即した医療提供体制を構築するために医療施策の中心となる「新潟市医療計画」を平成26年3月に策定し、救急医療、精神疾患及び在宅医療の3分野を定めています。

近年,日本各地で大規模な自然災害が発生しており,本市においても,災害時の新たな医療提供体制を構築,整備する取り組みが必要とされ,また,今後の大規模災害に備えるため,本市の現状と課題,施策を詳細に示す「災害時における医療」の分野を追加することとしました。

そのため、医療計画の策定や評価を行う新潟市地域医療推進会議に「災害時における医療」専門部会を設置し、新潟県地域保健医療計画や市の関連計画と整合性を図りながら、災害時に市民が必要な医療の提供が受けられるよう、今後の取り組みを示しています。

なお、計画の理念や計画期間など基本的な内容などについては、現行の計画を基本とし、取りまとめたものです。今後は、この計画に定めた基本的な枠組みや考え方に沿って、必要な施策を進めていきます。

2 基本的な考え

本計画では、全体の考えと各部門の基本的な考えを掲げ計画の策定を行いました。災害時における医療についても3分野と同様、基本的な考えを掲げ計画の策定を行っています。

≪全体≫ 助け合い政令市にいがたの構築

市民、医療、福祉機関、行政が協働して市民が安心して生活できるような新潟市づくりに取り組むと共に、医療福祉資源の有効活用について施策等を展開します。

≪救急医療≫ 必要な救急医療が提供される体制づくり

≪精神疾患≫ 必要な精神科医療が提供される体制づくり

≪在宅医療≫ 生き生きと住み慣れた土地で暮らせる新潟市づくり

≪災害時における医療≫ 必要な災害医療が提供される体制づくり

災害時に市民が必要な医療の提供が受けられるよう、被災地の医療提供体制を整備します。

3 市民意見の反映

本計画の策定にあたり、様々な視点から意見をいただいた「新潟市地域医療推進会議」において、市民団体の代表者などから参加をいただきました。

平成27年12月~平成28年1月に実施したパブリックコメントを通じて市民の意見を計画に反映しました。

4 計画の期間

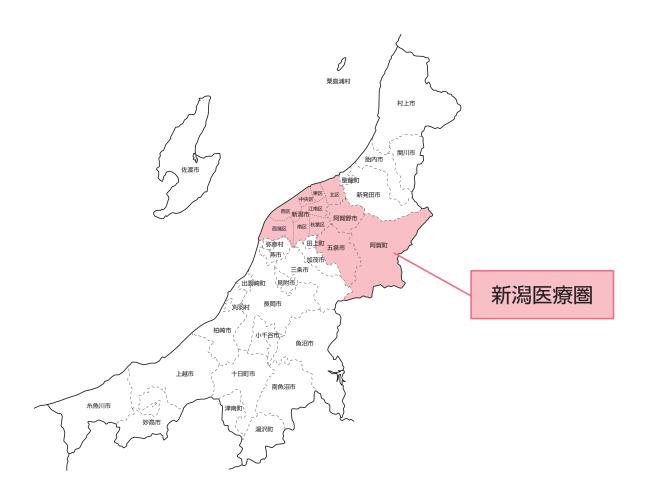
現行の計画は、平成26年度を初年度とし、平成32年度までの7年計画としています。追加策定した本計画の災害時における医療分野も平成32年度までの計画期間とします。

- ※計画は中間期に報告修正を行います。
- ※平成33年度からは第2次計画に移行します。

5 計画の進行管理

計画の進捗状況などについて、定期的に確認を行うとともに、社会情勢の変化、法律や制度の改正、新たな課題などに対応するために、必要な見直しを行います。

また、平成29年度に中間報告を行い、社会情勢の変化等に合わせて必要な計画の変更等を行っていきます。





第2章 災害時における医療

第 2 章

災害時における医療

近年,大規模な自然災害が日本各地で相次いで発生しています。複雑な地勢の上に形成されている日本列島は常に地震,津波などの危険にさらされており,南海トラフ地震や首都直下地震などにおいては,従来想定していた規模を超える大規模災害の発生が予測されています。また,それ以外の地域でも大規模災害の発生が懸念されています。地震や火山噴火など災害は突然訪れ,大勢の死傷者が発生するほか,交通,通信,水道,電気などのライフラインの途絶,避難所生活,プライバシーの喪失など,被災者の日常を奪うとともに,見通しの立たない生活に追い込まれます。

このような状況のなか、医療提供体制においても医療施設の損壊や医療スタッフが不足するほか、燃料や医療資器材などの供給不足により、被災地の医療機関の機能が低下します。

こうした点を踏まえ、今後の大規模災害の発生に備えるため、必要な医療が迅速かつ適切に提供される体制の確立が求められています。

本計画は、本市の実情に応じた医療を提供するため、災害時における医療提供体制の現状と課題を抽出し、具体的な施策の展開について示しています。

現状

○ 大規模な自然災害の発生

平成16年の中越地震, 7.13水害, 平成19年の中越沖地震, 平成23年の東日本大震災, 新潟・福島豪雨水害など日本各地で相次ぐ大規模な自然災害が発生しています。

(各地の地震被災状況)

	発生年月日	死者 (行方不明者含)	負傷者	全壊世帯	半壊世帯
新潟地震*1	S39. 6.16	11	125	2,338	7,595
阪神淡路大震災*2	H 7. 1.17	6,437	43,792	186,175	274,182
中越地震*3	H16.10.23	68	4,795	3,139	14,089
中越沖地震**4	H19. 7.16	15	2,316	1,331	5,575
東日本大震災*5	H23. 3.11	18,466	6,152	124,663	274,638

(出典)

- ※1新潟市『新潟市地域防災計画』
- ※2消防庁『阪神・淡路大震災について(確定報)』平成18年5月19日
- ※3新潟県『平成16年新潟県中越大震災による被害状況について(最終報)』平成21年10月15日現在
- ※4新潟県『平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震による被害状況について(第284報最終報)』平成25年4月1日現在
- ※5警察庁『平成23年(2011) 東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置』平成27年7月10日

○ 新潟市地域防災計画

市民の生命・身体・財産を保護するとともに、災害による被害の軽減を図り、社会秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的として、災害対策基本法第42条の規定により、新潟市防災会議が防災に関する計画を策定しています。この計画では、災害時における医療を保健衛生部、消防局、新潟市民病院、区役所などがそれぞれの役割に基づいて提供します。

○ 災害時保健医療活動計画

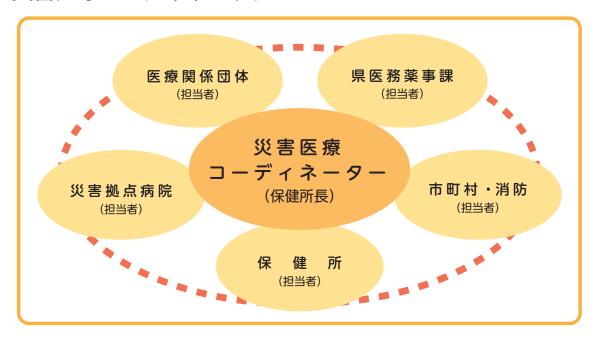
新潟市地域防災計画に基づき,災害時に医療救護活動を迅速,効果的に実施し,医療機関などの緊密な連携による医療救護体制の整備を図るほか,被災者の健康支援活動や生活衛生活動など,災害発生時における地域住民の健康危機管理体制を確保し,人命の救助及び被害の拡大の防止を図ることを目的として策定しています。また,新潟県では「新潟県災害時医療救護活動マニュアル」を策定しており、県と市の位置づけや役割を調整しています。

○ 災害医療コーディネーター及び災害医療コーディネートチームの設置

本市保健所長が「災害医療コーディネーター」となり、医療救護の窓口として、被災地の医療 ニーズを的確に把握・分析し、災害時医療の企画・調整を行います。

また,災害医療コーディネーターを支援するため,医療関係者などによる災害医療コーディネートチームを整備しています。

災害医療コーディネートチーム

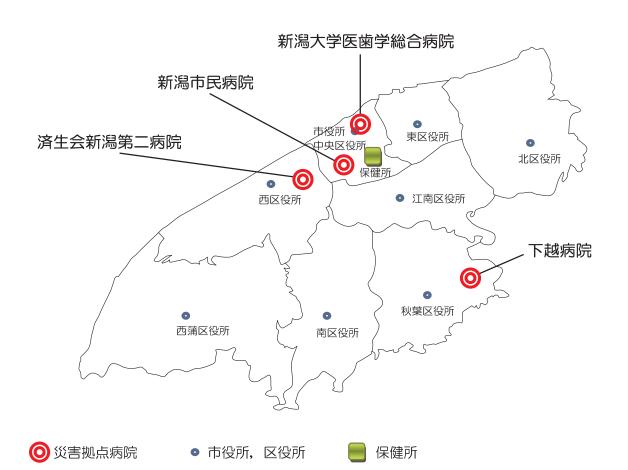


○ 災害拠点病院

災害発生時の緊急的な医療提供体制において、拠点となる機能を備えた後方病院として、市内に4ヵ所(県内14ヵ所)の災害拠点病院が指定されています。

○ 災害派遣医療チーム (DMAT)

「災害派遣医療チーム (DMAT)」は急性期(概ね48時間以内)に災害現場へ迅速に駆けつけ、救命処置などの活動を行います。本市では災害派遣医療チーム (DMAT) 指定医療機関として、市内4病院の災害拠点病院に整備されています。



(平成27年6月1日現在)

区分	災害拠点病院	所在地	DMAT 保有数
基幹	新潟大学医歯学総合病院	中央区旭町通1番町754番地	4
	新潟市民病院	中央区鐘木463番地7	4
地域	済生会新潟第二病院	西区寺地280番地7	1
	下越病院	秋葉区東金沢1459番地1	1

○ 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)

災害発生時に医療機関の稼働(被害)状況などを把握し、その情報を共有することを目的として、市内の災害拠点病院や救急告示病院など全病院に「広域災害・救急医療情報システム (EMIS)」が整備されています。

○ 災害派遣精神医療チーム (DPAT)

災害発生時に専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うため、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム(DPAT)の整備が検討されています。

○ 日本医師会災害医療チーム (JMAT)

災害発生時に日本医師会からの要請により、都道府県医師会、郡市医師会から出動し、DMAT 及び被災地医師会との間で役割分担と有機的な連携を行いつつ、主に被災地医師会などとの協力、活動支援を行います。

○ 在宅療養患者などへの医療提供体制

人工呼吸器装着者など医療依存度の高い在宅療養患者への医療や健康管理が必要となることから、区などによる安否確認が行われるほか、保健所により医療機関の稼働状況に係る情報提供や 巡回診療など医療・健康管理を調整する取り組みがされています。

以上のような災害時における医療提供体制の現状をもとに、特に重要と思われる①「医療救護体制」、②「情報収集・伝達」、③「医療従事者の確保」、④「市民の理解・健康管理」の4項目に分類し、次頁より課題、目標、施策の展開について取りまとめています。



1 医療救護体制

課題

- 災害医療コーディネーターが広域化した市域の中で、その機能を十分に発揮するため、医療救護活動における県と市の位置づけや役割など、引き続き調整が必要です
- 災害医療コーディネーターとDMATやJMATなどの災害医療支援チームとの連携体制の強化が必要です
- 災害医療支援チームなどの参集拠点が整備されていません
- 病院外来へ軽症患者が集中するため、重症患者の対応の遅れが懸念されます
- 避難所や救護所への医薬品及び医療資器材の備蓄供給体制が確保されていません
- 高齢者の慢性疾患患者や在宅療養患者への安定した医療提供体制が必要です
- 救急搬送について、医療機関、消防などとの連絡体制や連携体制が必要です
- 災害派遣精神医療チーム (DPAT) の活動体制が必要です

目 標

医療連携体制の充実・強化

施策の展開

- 新潟県の「災害時医療救護マニュアル」と本市の「災害時保健医療活動計画」 における県と市の位置づけや役割の再調整を行い、迅速な医療救護活動を可能と する「災害時医療活動マニュアル(仮称)」を策定します
- 「災害時医療活動マニュアル(仮称)」に沿い、医療関係団体などとの情報伝達 連携訓練、研修を実施します
- 災害医療支援チームなどの参集拠点を確保します
- 軽症患者の速やかな受け入れを可能とするため、傷病者の把握や処置などの医療救護活動を行う救護所の設置場所を確保します
- 必要とする医薬品や医療資器材を備蓄するほか、不足する医薬品などの補給の ため、関係団体と応援協定を締結します
- 高齢者の慢性疾患患者や在宅療養患者などへの医療を継続するため、関係機関 との調整を行います
- 医療機関や関係機関、団体との検討会開催などにより、速やかなコーディネート 機能を発揮できる体制のほか、各関係機関同士の情報連絡体制の整備を図ります
- 精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うため、DPATの活動体制の整備を協議します

② 情報収集・伝達

課題

- 災害医療コーディネーターへの情報の集約・機能を一元管理する仕組みづくりが必要です
- 関係機関, 医療機関などとの通信手段の充実が必要です
- 救護所や医療機関の情報などを市民へ周知する仕組みづくりが必要です
- 迅速な対応が可能となるよう、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)による情報収集・提供体制の強化が必要です

目 標

情報管理及び通信手段の整備 情報の正確性の確保や提供体制の確保

施策の展開

- 医療ニーズや被害状況などの情報収集の在り方について新潟県と調整します
- 関係機関、医療機関などの通信機器の整備状況などを把握するための調査を行います
- MCA無線, 衛星電話など複数の通信手段の保有や通信訓練を実施します
- コミュニティFMの活用など医療情報の提供体制を整備します
- 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)などの活用による医療機関,消防機関,行政などの連携体制の強化を図ります



③ 医療従事者の確保

課題

- 医療救護活動を行う医療救護班の確保が必要です
- 避難所, 仮設住宅などにおいて, 巡回診療を行う医療従事者の確保が必要です

且標

医療従事者の確保・育成

施策の展開

- 医療救護班を編成する医療従事者などを確保するため、市内の医療関係団体と 応援協定を締結します
- 「災害時医療活動マニュアル (仮称)」に沿った訓練、研修を実施します
- 市外からの災害医療支援チームなどの医療救護スタッフを確保・受入をする仕組みを整備します

④ 市民の理解・健康管理

課題

- 適切な受診行動について市民の理解が必要です
- 避難所・仮設住宅などでの市民に対する健康管理が必要です

目 標

市民の受診行動についての周知・啓発 感染症のまん延防止,衛生面のケア,メンタルケアなど健康管理の実施

施策の展開

- マスメディアやソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) などを活用し、重症度に応じた適切な受診行動について、市民に協力を依頼します
- 健康管理などの保健活動に対応できる災害時保健活動マニュアル(仮称)を策 定します





施策の実施期間

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
短期	施策①『医療救護体制』 ・災害時医療活動マニュアル(仮称) ・マニュアルに沿った訓練、研修の実 ・医療支援チームなどの参集拠点の確 ・救護所の設置場所の確保 ・関係団体との応援協定締結(医薬品 施策③『医療従事者の確保』 ・医療関係団体との応援協定締結(医	の策定 ・医療ニーズや被施(①,③共通) ・通信手段の保存 ・関係機関,医療 ・広域災害救急 ・医療資器材など) ・佐策(④) 「市風	報収集・伝達 』 破害状況などの情報収集の在り方につ 可及び訓練の実施 療機関などの通信機器の整備状況把握 医療情報システム(EMIS)などの活用 民の理解・健康管理 』 動についての市民への協力依頼
中期	施策①『 医療救護体制 』 ・コーディネート機能の体制強化,各 施策④『 市民の理解・健康 ・ ・災害時保健活動マニュアル(仮称)	管理』	施策②『 情報収集・伝達 』 ・医療情報の提供体制の整備
長期	・DPAT の活動体制などの協議 施策③『 医療従事者の確保 』	者等への医療体制継続にかかる関係機 リフを確保・受入をする仕組みを整備	
中間報告			[主な報告・検討事項] ○ 施策の実施状況 ○ 国・県などの動向 ○ 達成した施策などについては計画を執 ○ 後半期における取組について

平成30年度	平成31年度	平成32年度
いて新潟県と調整		
による医療機関,消防機関,行政などの連	携体制の強化	
[主な検討方法]		
○ 各分野の進捗状況などを協議し,地域医療技計画の見直しなど決定を行う	推進会議において,	
○ 中間報告結果については改めて公開する		



救護所:新潟市急患診療センター 新潟市口腔保健福祉センター (住所:中央区紫竹山3-3-11)

第3章 資料編

- 1 検討委員名簿
- 2 新潟市地域医療推進会議開催要綱
- 3 計画策定経過
- 4 用語説明
- 5 災害時における医療救護活動のフェーズ
- 6 災害時における医療救護活動のフロー図
- 7 市内病院一覧

第 3 章

1 検討委員名簿

(1) 地域医療推進会議 (懇話会等)

(五十音順, 敬称略)

	氏	名		所属など	役 職	備考
冏	部	要	_	木戸病院	前院長	H26.4.1から H27.3.31迄
冏	部	葉	子	新潟県医療ソーシャルワーカー協会	副会長	
大	西		之	新潟南病院	院長	
岡			匠	新潟市歯科医師会	会長	
小	幡		聡	新潟市薬剤師会	会長	
片	柳	憲	雄	新潟市民病院	院長	
金	子	和	子	新潟市連合婦人会	会長	
河	\Box	珪	子	支え合いのしくみづくりアドバイザー		
後	藤	雅	博	新潟県精神科病院協会		
齋	藤	玲	子	新潟大学大学院医歯学総合研究科 国際保健学分野	教授	
佐々	マ木	ミツ	子	新潟県看護協会	新潟東支部長	H26.6.1から
佐	野	正	俊	新潟市医師会	前会長	前会長 H26.6.30迄
鈴	木	榮	_	新潟大学医歯学総合病院	院長	副会長
高	橋	勝太	郎	新潟市社会福祉協議会	常務理事	
津	\Box	隆	志	木戸病院	院長	H27.4.1から
ф	JII	恵	子	新潟県訪問看護ステーション協議会	副会長	
藤	\blacksquare	_	隆	新潟市医師会	会長	会長 H26.7.1から
藤	本	綾	子	新潟市居宅介護支援事業者連絡協議会		H27.10.27から
真	壁	泰	子	新潟市居宅介護支援事業者連絡協議会	前副会長	H27.10.26迄
丸	\Box	秋	男	新潟医療福祉大学	副学長	副会長
湯	\Box	昭	子	新潟市民生委員児童委員協議会連合会	理事	
吉	\Box	俊	明	済生会新潟第二病院	院長	
若	槻	宏	子	新潟県看護協会	新潟東支部長	H26.5.31迄

(2) 災害時における医療専門部会

(五十音順, 敬称略)

f	氏	名		所属など	役 職	備考
宇	\blacksquare	優	子	新潟医療福祉大学	健康科学部 准教授	
神	成	康 -	_	新潟市歯科医師会	副会長	H27.7.1から
北	村	秀明	明	佐潟荘	院長	
熊	谷	=	謙	新潟市民病院 救命救急・循環器病・脳卒中センター	副センター長	
佐々	'木	ミツラ	子	新潟県看護協会	新潟東支部長	
椎	谷	照	美	NPO法人 ヒューマン・エイド22	代表	
末	武	修 5	史	下越病院	副院長	
<u> </u>	JII	泰加	雄	新潟市薬剤師会	副会長	
	\Box	٤	晃	新潟市歯科医師会	前副会長	H27.6.30迄
永	井	明	彦	新潟市医師会	副会長	部会長
本	多	忠	幸	新潟大学医歯学総合病院 高次救命災害治療センター	副センター長	
吉	\blacksquare	俊旦	明	済生会新潟第二病院	院長	



2 新潟市地域医療推進会議開催要綱

(開催の目的)

第1条 新潟市における地域医療体制の充実、強化に向けた独自の医療提供体制の在り方を構築し、その実現に向けた施策や取り組みを推進するため、新潟市地域医療推進会議(以下、「推進会議」という。)を開催する。

(所掌事務)

- 第2条 推進会議は、次に掲げる事項について意見を述べる。
- (1) 新潟市医療計画の作成に関すること。
- (2) 新潟市医療計画の推進状況及び評価に関すること。
- (3) その他会議が必要と認めること。

(委員構成)

- 第3条 推進会議は、委員20人以内をもって構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療関係団体機関の代表者
- (3) 介護事業関係機関の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。
- 2 委員を再任する場合は、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。ただし、専門知識、経験などに照らし、他の者に替えがたいと認められる者は、この限りではない。
- 3 関係行政機関の職員である委員の任期は当該職員にある期間とする。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 推進会議に会長1人及び副会長2人を置き,委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、推進会議の進行を行う。
- 3 副会長は、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(専門部会)

第6条 推進会議は、専門的な課題などについて意見を聴取するため、専門部会を開催することができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、保健衛生部保健所地域医療推進課において処理する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

3 計画策定経過

(五十音順, 敬称略)

F	開催時期	会議名等	内容
26年	6月25日	地域医療推進会議 開催	① 医療計画の進捗状況 ② 災害時医療の策定について
	10月23日	第1回 災害時における医療 専門部会開催	① 災害時における医療の現状と課題 ② 被害想定について
27年	1月27日	第2回 災害時における医療 専門部会開催	災害時における医療の現状と課題
	5月 1日	第3回 災害時における医療 専門部会開催	① 現状と課題 ② 施策の方向について
	9月18日	第4回 災害時における医療 専門部会開催	① 災害時における医療分野素案の確認 ② 施策の実施期間の設定
	11月24日	地域医療推進会議 開催	新潟市医療計画「災害時における医療」分野の策定について
	12月15日	市民厚生常任委員協議会報告	新潟市医療計画「災害時における医療」の策定について報告
	12月25日 ~1月26日	パブリックコメント 実施	新潟市医療計画「災害時における医療」素案のパブリックコメン ト募集

4 用語説明

… あ行 …

用語	説明
衛星電話	通信用人工衛星を直接経由して音声通話やデータ通信を行う携帯電話機またはその通信サービス。通信経路に衛星を使うことから地震や津波などによる地上の災害の影響を受けにくい。
MCA無線	800MHz帯の電波を利用したデジタル業務用移動通信。マルチチャンネルアクセス方式という複数の定められた周波数を複数のユーザーで共同使用して通信を行う。中継局が複数の通信チャンネル(周波数)から自動的に空きチャンネルを選択して割りあてる通信方式を取っており、一定数の通信チャンネルを多数の利用者がスムーズに通話を行う事を可能にする。また、利用者が業務用に特定されているため電波の輻湊(電波が込み合うこと)が少なく、災害時の防災・危機管理の緊急連絡用として活用できる通信システム。

… か行 …

用語	説明
コミュニティFM	市区町村内の一部において、地域に密着した情報を提供するため、制度化された超短波(FM)放送局。
広域災害・救急医療情報システム (EMIS【イーミス】 Emergency Medical Information System)	広域災害・救急医療情報システムは,災害拠点病院をはじめとした医療機関,医療関係団体,消防機関,保健所,市町村などの間の情報ネットワーク化及び国,都道府県間との広域情報ネットワーク化を図り,災害時における医療機関の患者受入可否情報の集約,情報共有を行う。これらの情報をもとに傷病者の搬送先の決定を円滑におこなうことを目的としている。

… さ行 …

用語	説明
災害医療コーディ ネーター	新潟県において、2004年の中越地震の検証結果を受け、災害時対応マニュアルを改訂し、被災地を所管する保健所長が災害医療コーディネーターとなり、被災地での医療救護の窓口として、被災状況などの情報収集、提供のほか、被災地域の医療ニーズを的確に把握・分析し、医療救護班などの派遣・調整を行うことを目的として設置。
災害医療コーディ ネートチーム	医師会,歯科医師会など医療関係団体,災害拠点病院,市町村,保健所及び新潟県のあらかじめ決められている担当者がコーディネートチームとして,関係機関相互の情報共有化を図るなどコーディネーターを支援することを目的として整備されている。
災害拠点病院	多発外傷, 挫滅症候群, 広範囲熱傷などの災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し, 被災地からの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに, DMATなどの受入れ機能, 傷病者などの受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能, DMATの派遣機能, 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する医療施設。

用語	説明
災害派遣医療チーム (DMAT【ディーマット】 Disaster Medical Assistance Team)	阪神淡路大震災後に発足し、大地震などの災害急性期(概ね48時間以内)に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム。参考:DMAT1隊あたりの活動期間は、その機動性を確保する観点から、移動時間を除き概ね48時間以内を基本とする。なお、災害の規模に応じて、DMATの活動が長期間(1週間など)に及ぶ場合には、DMAT2次隊、3次隊等の追加派遣で対応する。
災害派遣精神医療 チーム (DPAT【ディーパット】 Disaster Psychiatric Assistance Team)	自然災害などの集団災害が発生した場合,地域の精神保健医療ニーズの把握,他の保健医療体制との連携,各種関係機関などとのマネージメント,専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動を行うため,専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。
ソーシャル・ネットワーキング・ サービス (SNS【エス·エヌ·エス】 Social Networking Service)	SNSとは、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する会員制のサービス。Face book (フェイスブック)、Twitter (ツイッター) など。

… な行 …

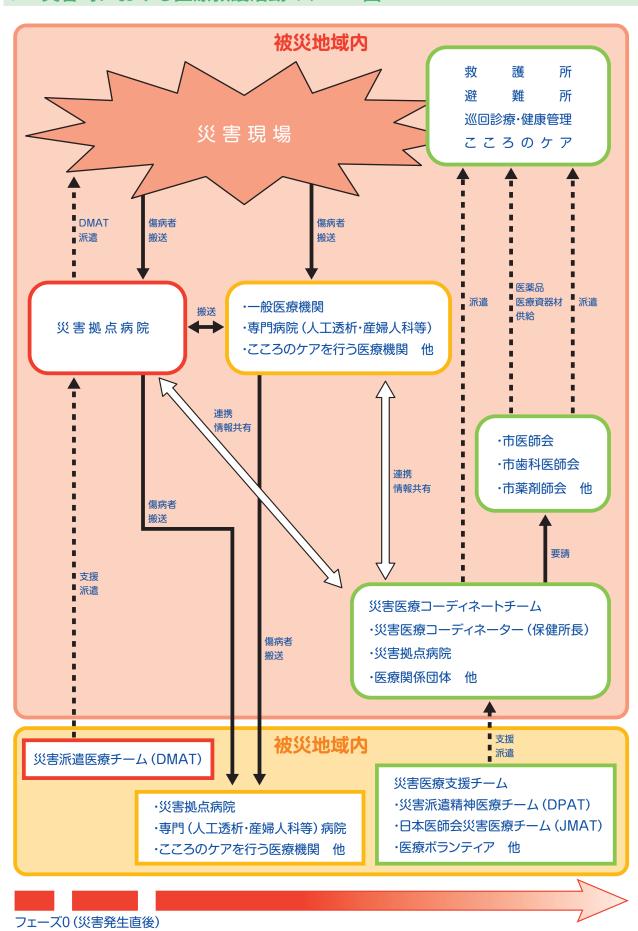
用語	説明
日本医師会災害医療チーム (JMAT【ジェイマット】Japan Medical Association Team)	東日本大震災前から創設に向け準備が進められていた医療チーム。日本医師会が被災都道府県医師会からの要請に基づいて各都道府県医師会に依頼して結成,派遣される。JMATの主な役割はDMATの活動を引き継いで救護所や避難所の医療を担当するほか,被災地域の病院,診療所の診療への支援を行う。

5 災害時における医療救護活動のフェーズ

分	類	フェーズ	期間	被災地の状況
初期	災害発生直後	フェーズ 0	発災後概ね 24時間まで	・建物の倒壊などにより多くの傷病者が発生し、医療施設に患者が殺到するなど医療需要の増加・救出活動により救出された外傷患者の増加・医療施設の被害状況把握困難・ライフラインや交通機関の機能麻痺とあいまって医療スタッフが不足し医療機能の制約・ライフラインや交通機関の途絶により被災地外からの医療スタッフや医薬品などの受入が困難・深刻な道路交通麻痺により救命・救助活動に著しい支障の発生・医療施設(病院[歯科]・診療所・薬局等)の医療機能低下・DMATの活動開始・避難所の開設
	超急性期	フェーズ 1	発災後概ね 24時間から 72時間 (3日間)程度	・DMATの活動 ・DPATの活動開始 ・軽症な傷病者の診療を行う「救護所」の開設準備(若しくは開設) ・ライフラインの途絶や交通機能のマヒにより医療機能の制約 ・医療施設(病院 [歯科]・診療所・薬局など)の医療機能低下の継続 ・避難所生活の継続
中期	急性期	フェーズ2	発災後概ね 4日から 2週間程度	・DPATの活動 ・ライフライン・交通機能の回復(一部) ・医療施設の診療機能の回復(一部)
	亜急性期	フェーズ3	発災後概ね 3週間から 2か月まで	・避難所などへの巡回診療実施・ DPATの活動・ ライフライン・交通機能の回復・ 医療機関や薬局の機能回復・ 救護所の閉鎖検討 (閉鎖)
長期	慢性期	フェーズ4	発災後概ね 2か月以降	・平常時の診療体制が回復 ・在宅患者などの健康管理支援 ・避難生活の長期化(仮設住宅における生活など)に伴 うメンタルヘルスケアの実施

25

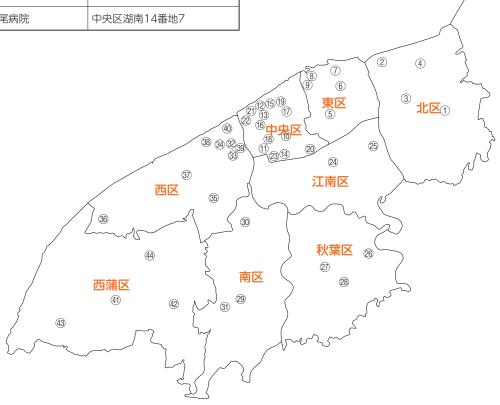
6 災害時における医療救護活動のフロー図



7 市内病院一覧

No.	病院名	所在地
1	豊栄病院	北区石動1丁目11番地1号
2	松浜病院	北区松浜町3396番地
3	新潟リハビリテーション病院	北区木崎761番地
4	南浜病院	北区島見町4540番地
(5)	木戸病院	東区竹尾4丁目13番3号
6	河渡病院	東区有楽1丁目15番地1
7	桑名病院	東区河渡甲140番地
8	新潟臨港病院	東区桃山町1丁目114番地3
9	末広橋病院	東区臨港町2丁目25番地1
10	総合リハビリテーションセンター・みどり病院	中央区神道寺2丁目5番1号
11)	とやの中央病院	中央区鳥屋野450番地3
12	はまぐみ小児療育センター	中央区水道町1丁目5932番地
13	新潟県立がんセンター新潟病院	中央区川岸町2丁目15番3号
14)	新潟市民病院	中央区鐘木463番地7
15)	新潟大学医歯学総合病院	中央区旭町通1番町754番地
16	新潟中央病院	中央区新光町1番地18
17)	新潟万代病院	中央区八千代2丁目2番8号
18	新潟南病院	中央区女池神明1丁目7番地1
19	竹山病院	中央区上大川前通6番町1183番地
20	東新潟病院	中央区姥ケ山274番地1
21)	日本歯科大学医科病院	中央区浜浦町1丁目8番地
22	日本歯科大学新潟病院	中央区浜浦町1丁目8番地
23	猫山宮尾病院	中央区湖南14番地7

No.	病院名	所在地
24	亀田第一病院	江南区西町2丁目5番22号
25	椿田病院	江南区大渕176番地
26	下越病院	秋葉区東金沢1459番地1
27)	新津医療センター病院	秋葉区古田610番地
28	新津信愛病院	秋葉区中村271番地
29	新潟白根総合病院	南区上下諏訪木770番地1
30	白根大通病院	南区大通黄金4丁目14番地2
31)	白根緑ケ丘病院	南区西白根41番地
32	新潟医療センター	西区小針3丁目27番11号
33	済生会新潟第二病院	西区寺地280番地7
34)	西新潟中央病院	西区真砂1丁目14番1号
35)	黒埼病院	西区黒鳥2339番地1
36	佐潟荘	西区赤塚5588番地
37)	信楽園病院	西区新通南3丁目3番11号
38	新潟信愛病院	西区上新栄町1丁目1番1号
39	新潟脳外科病院	西区山田3057番地
40	聖園病院	西区青山7丁目9番10号
41	新潟西蒲メディカルセンター病院	西蒲区巻甲4368番地
(42)	潟東けやき病院	西蒲区国見417番地
43	岩室リハビリテーション病院	西蒲区岩室温泉772番地1
44	西蒲中央病院	西蒲区旗屋731番地



新 潟 市 医 療 計 画

発 行:新潟市

編 集:新潟市保健衛生部地域医療推進課

〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号 新潟市総合保健医療センター 2階

T E L: 025-212-8018 F A X: 025-246-5672

E-maill: chiiki.iryo@city.niigata.lg.jp